

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により令和6監査年度に執行した監査（行政監査：テーマ「公用車の管理及び安全対策等について」、令和7年4月15日公告）について、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年1月9日

奈良県監査委員	芝 池 多津子
同	井 上 圭 吾
同	中 川 崇
同	伊 藤 將 也

令和6監査年度 行政監査 措置状況一覧

部局及び所属名	監査結果	措置の内容
教育委員会		
宇陀高等学校	<b>運転者の酒気帯びの有無の確認について</b> 安全運転管理者選任機関であって、アルコール検知器を不保持で酒気帯びの確認がされていない1機関においては早急にアルコール検知器を購入し、アルコール検査の体制を整えられたい。	アルコール検知器を令和7年3月21日に購入し、運転前・運転後に事務室において、アルコールチェックを行っている。【宇陀高等学校】